議案第208号

上越市立歴史博物館条例の一部改正について

上越市立歴史博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年12月3日提出

上越市長 村山秀幸

上越市立歴史博物館条例の一部を改正する条例

上越市立歴史博物館条例(昭和47年上越市条例第23号)の一部を次のように改正する。 別表一般の項中「500円」を「510円」に、「400円」を「410円」に改め、同 高校生

表中学生の項中「250円」を「260円」に、「200円」を「210円」に改め、同表 小学生

備考1中「500円」を「510円」に、「380円」を「390円」に、「250円」を「260円」に、「190円」を「200円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。